

## クロスボウに対する既存法令による規制

## ○正当な理由なく、隠して携帯する行為、相当の注意をしないで発射する行為

**軽犯罪法**

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

～略～

二 正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者

～略～

十一 相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を投げ、注ぎ、又は発射したもの。

## ○公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由なく、公衆に不安を覚えさせるような仕方で携帯する行為

**兵庫県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例**

(粗暴行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第3条 ～略～

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒その他の身体に危害を加えるのに使用されるような物を、公衆に対して不安を覚えさせるような仕方で携帯してはならない。

(罰則)

第17条 第3条第1項から第3項まで、第4条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第7条、第9条又は第10条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## ○青少年に販売し、又は貸し付ける行為(業として)

**兵庫県青少年愛護条例**

(有害図書類及び有害玩具類等の販売等の禁止)

第12条 ～略～

4 知事は、玩具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該玩具類等を青少年にとって有害な玩具類等(以下「有害玩具類等」という。)として指定することができる。

～略～

6 玩具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害玩具類等を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

7 第1項、第2項第4号又は第4項の規定による指定は、告示により行う。

(罰則)

第30条 ～略～

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

～略～

(2) 第12条第3項又は第6項の規定に違反した者

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑又は科料刑を科する。

## ○禁止猟法により狩猟鳥獣の捕獲等をする行為

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

～略～

三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。

～略～

5 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定による制限にかかわらず、当該許可に係る捕獲等を行うことができる。

～略～

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

～略～

四 第十二条第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限（第十四条第三項の規定によりその一部が解除されたものを含む。）又は第十二条第三項の規定による制限に違反した者

～略～

2 前項第四号及び第五号（第十五条第四項又は第三十五条第三項に係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第十条 ～略～

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

～略～

十二 矢を使用する方法

～略～